

鉄道の利用促進に取り組む事業者の皆さまへ



募集期間

令和7年7月～
令和8年3月

**『観光二次交通整備費』
を補助します！**

補助金額：最大100,000円

（詳しくは裏面へ）

鉄道を活かした湖北地域振興協議会は、鉄道を活用した観光まちづくりをより一層推進することを目的とし、鉄道事業者と連携協力しながら鉄道観光誘客を図っています。鉄道を活用した観光誘客を推進するため、長浜市及び米原市内で行われる地域の魅力ある観光資源と鉄道利用を結び付けるための二次交通の整備に要する経費について補助金を創設します。

鉄道による観光誘客に取り組んでおられる方、現在検討中の皆様、ぜひこの制度をご活用ください。

【補助対象経費】

- 駅からイベント開催地までのシャトルバス運行にかかる経費（バス等の運行に必要な人件費、燃料費、保険料）
- 駅から観光地まで利用できるレンタサイクル用自転車の購入・リース費
- 観光二次交通利用促進のための広告・広報活動費



▲ホームページ

鉄道を活かした湖北地域振興協議会 事務局

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

長浜市産業観光部文化観光課

TEL：0749-65-6521 MAIL：kankouka@city.nagahama.lg.jp



対象者・件数

補助対象者

- ①長浜市又は米原市に主たる事務所を有する者
- ②長浜市又は米原市に主たる事務所を有する個人事業主
- ③複数の事業者又は個人事業主で構成される団体

補助対象件数

1 団体あたり上限 1 件

(予算額に達した段階で終了します。)



補助対象事業

駅から、補助対象者が主催するイベントや観光地までの二次交通の整備（米原市・長浜市の駅、イベント、観光地に限る）



補助金額

補助率：1/2

補助限度額：100,000円

(千円未満の端数切捨)

(交付申請)

- 1 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助事業に着手する30日前までに、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に定める資料を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 作成する広告物等の案(鉄道と二次交通を利用して来訪することを働きかける内容を含むこと)
- (4) その他会長が必要と認める資料

- 2 前項の各号に定める資料の様式は任意とする。
- 3 会長は、提出された資料の内容を審査し、適切と判断した場合は交付を決定し、補助対象者に書面(別記様式2号)で通知するものとする。
- 4 会長は、前項の規定により交付決定した後でも、補助対象者が第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合、決定を取り消すことができる。

(実績報告)

- 1 補助対象者は、催事等が完了した日から30日以内に、実績報告書(別記様式第4号)に次の各号に定める資料を

添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 収支を証する資料(領収書等の写し)
- (3) 補助対象者が実施した補助事業の結果(二次交通利用者数を含む)
- (4) 補助対象者が作成した広告物等の写し
- (5) その他会長が必要と認める資料

2 会長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金の額を確定し、その旨を当該申請者に書面で通知するものとする。

(補助金の交付)

- 1 前条第2項の通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第5号)を会長に提出しなければならない。

もっと詳しく知りたいときは、
表面の連絡先にお問い合わせください。

こんなイベントはNGです！

審査の結果、補助金の交付をお断りすることがあります。

NG

- ① 特定の人、団体を対象としたイベント
- ② イベント内容が政治、選挙、宗教活動に関係する
- ③ 反社会的団体が関わっている
- ④ 公序良俗に反している